

明治学院大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程

2007年 7月13日	常務理事会承認
2007年 7月27日	臨時理事会承認
2011年 2月18日	常務理事会承認
2012年11月 9日	常務理事会承認
2015年 2月13日	常務理事会承認
2017年 3月10日	常務理事会承認
2018年 4月13日	常務理事会承認

(設置)

第1条 明治学院大学（以下「本学」という。）において行われる受託研究費，共同研究費，科学研究費助成事業（科研費），およびこれ以外の研究に係る外部からの資金（以下「公的研究費等」という。）を受けた研究について公正な研究の実施および適正な公的研究費等の運営・管理，ならびに研究上の不正行為（以下「不正行為」という。）の防止を図るため，最高管理責任者，統括管理責任者，コンプライアンス推進責任者，公正研究責任者および公正研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(各責任者と権限・任務)

第2条 前条に規定された各責任者の権限・任務は，以下の各項のとおりとする。

- 2 最高管理責任者は，本学学長をもって充てる。その任務は，本学における公的研究費等の運営および管理全体を統括し，本学における不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに，それらを実施するために必要な措置を講じ，また，統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう，適切にリーダーシップを発揮するものとする。
- 3 統括管理責任者は，副学長のうち学長が指名した一人をもって充てる。その任務は，最高管理責任者を補佐し，不正防止対策の組織横断的な体制を統括し，基本方針に基づいた大学全体の具体的な対策を策定・実施し，実施状況を確認するとともに，実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 コンプライアンス推進責任者は，各学部・教養教育センター（以下，「学部等」とする）の長をもって充てる。その任務は，次の各号のとおり行うものとする。

(1) 所属する学部等における対策を実施し，実施状況を確認するとともに，実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため，所属する学部等の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し，コンプライアンス教育を実施し，受講状況を管理監督する。

(3) 所属する学部等において，構成員が，適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし，必要に応じて改善を指導する。

- 5 公正研究責任者は，次条に規定する委員会の任務について総括するものとし，統括管理責任者を充てる。

(委員会の任務)

第3条 委員会は，次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 公正な研究を実施し，適正に公的研究費等を運営・管理するためのコンプライアンス教育等の教育・啓発活動

(2) 「明治学院大学公的研究費等における不正行為に関する取扱規程」第2条に定める研究活動における不正行為が生じた場合の調査，審理および判定ならびに再調査，再審理および再判定

(3) 当該学部等に研究倫理委員会が存在しない場合あるいは各学部等研究倫理委員会から依頼された場合，研究における倫理に係る相談の審理および判定ならびに再審理および再判定

(4) その他公正な研究の実施および適正な公的研究費等の運営・管理，ならびに研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動

(委員会の組織)

第4条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 公正研究責任者

(2) 大学評議会評議員のうち学長が指名した者2名

(3) 学長が必要と認める学外の専門家若干名

(4) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第2号および4号の委員は、学長が任命する。

3 委員会は第3条第1項の任務を達成するため委員会の下に「公的研究費等不正防止計画推進チーム」を設ける。このチームに関わる内規は別に定める。

(任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、総務部研究支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、公正研究責任者および委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

2 第3条第2号に規定する不正行為が生じた場合の調査、審理および判定ならびに裁定に係る手続きは、「[明治学院大学公的研究費等における不正行為に関する取扱規程](#)」の定めるところによる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、明治学院大学公正研究委員会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 この規程は、2011年4月1日から施行する。

3 この規程は、2012年11月9日から施行する。(第4条第3項追加、第11条表記の修正)

4 この規程は、2015年2月13日から施行する。(第1条、第2条各項、第3条の修正)

5 この規程は、2017年4月1日から施行する。(第2条、第4条法務職研究科廃止による改正)

6 この規程は、2018年4月13日から施行する。(第3条参照規程の追加、第4条参照号の修正、第9条研究支援課設置に伴う変更、第11条改廃手続きの変更)